

LPGガスの取引適正化に向けた取組宣言

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の改正省令が公布されたことに伴い、弊社はこの法令を遵守し、適正な商取引に努めることを宣言いたします。

1. 過大な営業行為の制限

弊社は、正常な商慣習を超えた利益供与及びLPGガス事業者の切替えを制限するような契約締結等は行いません。

2. 三部料金制の徹底

弊社は、基本料金・従量料金・設備料金からなる三部料金制を実施し、料金表示の透明化を図って参ります。

3. 賃貸住宅へのLPGガス料金等の情報提供

弊社は、賃貸物件のLPGガス料金について、不動産管理会社、不動産仲介業者等と連携し、事前にガス料金を提示するように努めます。

これらの取り組みについて誠実に実行して参ります。

令和 8年 2月 17日

北川マルヰ株式会社

代表取締役 北川 徹